

## 令和5年度 千歳市市民評価会議議事録

|     |                                   |    |             |
|-----|-----------------------------------|----|-------------|
| 会議名 | 市民評価会議（第2回）                       |    |             |
| 日時  | 令和5年7月10日（月）14：00～17：00           | 場所 | 市役所本庁舎2階庁議室 |
| 出席者 | 市民評価委員 5名、アドバイザー 1名、説明者 6名、事務局 3名 |    |             |

|            |   |
|------------|---|
| 評価対象<br>施策 | (1) 障がいのある人もない人も支え合う共生社会づくりの推進・障がいのある人が安心して暮らせる地域での支援体制づくりの推進<br>(2) いじめ・不登校等の対策の推進 |
| 会議概要       | 3施策について、施策評価表に基づき事業担当課が説明を行った後、評価委員が事業担当課にヒアリングを実施し、評価及び評価結果に対する議論を行った。             |

### ヒアリング・評価内容

|   |
|---|
| <p>(1) 障がいのある人もない人も支え合う共生社会づくりの推進・障がいのある人が安心して暮らせる地域での支援体制づくりの推進</p> <p>① ヒアリング</p> <p><b>【委員A】</b></p> <p>はじめに、障がいに関する講座等の受講者数について、講座内容および対象者を教えていただきたい。今後も同じ内容で続けていくのか、開催数の増減などについて検討はしているのか、分かる範囲で教えていただきたい。</p> <p>次に、就労支援事業の利用者数について、目標達成率が100%を大きく上回っており、先ほどの説明の中で目標値を見直すとの話もあったが、今後、どのような形で目標値の見直しを考えているのか。</p> <p><b>【説明者】</b></p> <p>障がいに関する講座内容については、市職員が講師となり、障がい福祉制度をテーマに開催する講座を指標としている。令和4年度は、千歳市成年後見支援センター主催による「市民後見人養成講座」を1回開催し、16名の参加があった。この講座の対象者としては、障がいや認知症などにより、判断能力が不十分な方のために本人に代わって金銭管理などの後見業務を行う市民後見人を志す一般市民の方が対象である。</p> <p>その他、これまでは、北海少年院や紫明女子学院での講義や一般市民へ向けた出前講座の開催実績があるが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている講座等が多いため、今後は再開及び新規開催に向けて周知を図り、必要に応じて目標値の見直しを検討する。</p> <p>次に、就労支援事業の利用者数等について、本事業は就労推進員を配置する社会福祉法人等に委託し、就労を希望する障がい者に対して支援を行うものである。目標値の基準となった令和元年度までは、推進員の確保などに課題があったが、令和2年度以降は、推進員の定着を図り、市内外の特別支援学校や関係機関との継続した連携体制の構築に努めたため、令和3年度、4年度においては目標値を大きく上回る利用があったものと考えている。これまでの実績を鑑み、令和6年度以降の目標値の見直しを検討し、一層の就労支援の充実に努めていく。</p> <p><b>【委員B】</b></p> <p>本市では、有事の際にどのような体制を想定して準備しているのか、対象市民への支援体制について、現状の取組等があれば教えていただきたい。</p> <p><b>【説明者】</b></p> <p>本市では、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、その基本的</p> |
|---|

な考え方や進め方を明確にするとともに、自助・地域の共助を基本とした情報伝達や避難体制の整備を図ることを目的に「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定している。

当該プランにおいて、市は、災害時に自力で避難することが難しく、支援が必要な方について、地域による災害時の支援や平常時からの見守りなどに使用するため、避難行動要支援者名簿を作成することとしている。作成した名簿は、町内会をはじめ、消防本部、警察署、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自主防災組織及び陸上自衛隊と共有している。

また、特に人的支援が必要な方については、町内会単位で支援者を選定していただき、市が指定緊急避難場所及び指定避難所までの避難経路図を作成する個別計画の策定も行っている。

**【委員C】**

福祉関連施策については成果指標の設定が難しいため、第6期総合計画では期間中に指標の見直しが出来なかったと記憶しているが、現在の第7期総合計画では、第6期総合計画から指標の見直しを行っているのか。国の施策も以前から変わっているため、古い指標のままでよいのか。

**【説明者】**

第7期総合計画になってからは、この成果指標を使用している。

**【説明者】**

最近では指標を変えていない。国の施策については毎年変わる部分もあり、指標の設定についても今後検討していく。

**【委員C】**

例えば、指標の「就労支援事業所の利用者数」は目標値を大きく上回っているが、一般就労している人が増加すれば、就労支援事業所の利用者数は少なくなっても良いはずである。必ずしも利用率が高いことが社会的に良いこととは限らないため、利用率を減らすような指標とする考え方もある。福祉関係の施策は、実績が多くなれば評価に値するというものではないため、適宜見直しが必要であると考えます。

**【委員D】**

施策番号11「障がいのある人が安心して暮らせる地域での支援体制づくりの推進」で掲げている「障がい者総合支援センター相談件数」と「相談支援強化事業相談件数」の2つの指標は、同じように思えるが、相談内容や相談者は異なるのか。

**【説明者】**

「障がい者総合支援センター相談件数」は、千歳市障がい者総合支援センターChipの利用者数となっており、身体・知的・精神に障がいのある方の相談支援を受けるところである。

「相談支援強化事業相談件数」は、Chipを強化するための事業として、主に精神に障がいのある方に特化した相談支援を受けているため、基本的には相談内容や相談者が重複することはない。

**【説明者】**

千歳市障がい者総合支援センターChipでは、総合相談窓口として身体・知的・精神に障がいのある方の全ての相談を受けることとしているが、これまでは、精神保健福祉士を配置していなかったため、精神障がいのある方への対応が少し困難であった。精神障がいのある方への対応を補完するため、相談支援強化事業により精神障がいのある方への対応に豊富な経験を持つ事業所へ委託して相談の受入れを行っている。市全体でいうと身体・知的・精神に障がいのある方の相談窓口としては充実しているものと考えている。

**【委員B】**

就労支援事業所の利用者数について、目標値を大きく上回る実績となっているが、就労支援事業所はサービス管理者の認定者が増加することにより、今後も利用者は急激に増えていくものと考えており、新たな指標についても検討していただきたい。

共生型サービスについては、平成30年から開始された制度であり、市内にも事業所があり、高齢者支援や介護保険サービスとの併用になると思うが、高齢者支援課との連携についてはどのような形で進めているのか。

**【説明者】**

共生型の利用が増えている実態はあるが、高齢者支援課との連携については、具体的な話を進めることができていないため、今後の課題であると認識しており、利用者の立場に立った施策の展開について今後検討が必要であると考えている。

**【委員E】**

災害などの有事が起こった際、難病等により人工呼吸器をつけている方など医療支援が必要な方に対する訪問看護師等の手配は家族が行うのか、それとも市で支援体制を構築されているのか。

**【説明者】**

相談支援専門員が当事者のサービス計画を作成しており、その方の特性をよく理解しているため、災害等により、現在利用している事業所が使えなくなった場合に、どこの施設であれば受け入れ可能かなど、平時から支援体制を構築することを市から相談支援専門員に依頼している。

**【委員C】**

点字図書室の利用件数が下がっている要因について伺いたい。また、点字図書のコンテンツはどのようにして共有されているのか。

**【説明者】**

点字図書室の利用件数が下がっている要因としては、図書を音声再生して利用される方が増えてきていることが要因である。また、インターネット上にある点字図書館の利用も進んでおり、図書を自由にダウンロードすることができるため、音声再生で利用する方が増えてきていると聞いている。

**【アドバイザー】**

市で作成している「避難行動要支援者避難支援プラン」について、市ホームページに掲載されている計画は令和2年3月改定のものであったが、令和3年度以降は改正されていないのか。

**【説明者】**

「避難行動要支援者避難支援プラン」は福祉課が作成している計画であるが、令和3年度以降も半年に一度改定しており、都度、町内会や事業所等へ情報共有していると聞いている。

**【アドバイザー】**

評価指標にある「障がいに関する講座等の受講者」について、説明では市民後見人養成講座の参加者数をカウントしていたが、成年後見制度の普及啓発事業については、別施策で評価すべきものではないか。

**【説明者】**

指標の内容について合致していない部分もあるため、今後の見直しが必要であると考えている。

② 評価

**【委員B】**

指標があまり実情を捉えきれていない気がする。事業所の数や収容力など実情に即した指標にする必要がある。

障がいや高齢の分野を超えた共生型事業の推進に向け、他課との連携を行っていただきたい。

**【委員A】**

福祉の場合は、どのような指標を使っても増加傾向になると思う。施策番号11「障がいのある人が安心して暮らせる地域での支援体制づくりの推進」で設定している評価指標は2つしかないなので、施策の実態が捉えられるような指標の設定を検討していただきたい。

**【委員C】**

自立支援給付事業の事業費が莫大に大きいのが、国が絡むものであるため、市の施策として何か言える部分でもない。指標の設定についてよく検討していただきたい。

**【アドバイザー】**

例えば、担当課からの説明の中で「相談支援強化事業」において、精神保健福祉士を配置し、

相談対応を強化したという話もあったので、相談体制を指標とすることもできるのではないかと。就労支援事業所における利用人数も大事だが、事業所の数や収容力など実情に即した指標を作れるのではないかと。

**【委員C】**

施策番号 11 の「重度心身障害者医療費助成事業費」だけが拡充となっているのが気になった。

**【アドバイザー】**

対象者が増えているからではないかと。また、医療的ケア児支援法が成立し、市町村の責務となったこと等もあり、この部分については他市においても拡充傾向にある。

評価結果については「維持」としてよいか。

—異議なし—

**(2) いじめ・不登校等の対策の推進**

① ヒアリング

**【委員A】**

事中評価や事後評価において4事業中3事業の貢献度が「b」とされているが、評価が「a」ではなく「b」とした理由について教えていただきたい。

**【説明者】**

「いじめ・不登校等の対策の推進」の施策を構成する事務事業の貢献度について、生徒指導事業は「a」、スクールカウンセラー配置事業、適応指導教室事業、心の教室相談員配置事業の3つの事業は「b」としている。

生徒指導事業の内容としては、市内小中学校の生徒指導活動を支援し、学校・家庭・地域・教育委員会・関係機関等が連携した協力体制の充実を図るものである。

具体的な取組としては、いじめシンポジウムの開催やいじめアンケート調査の実施によるいじめの未然防止・早期発見、スクールソーシャルワーカーによる教育相談の実施や関係機関との調整・接続等を行っており、いじめの未然防止・啓発、早期発見等の総合的ないじめ対策の取組であることから「施策の実現に直結する事業」として貢献度を「a」としている。

他の3つの事業では、それぞれ相談体制の確立や「おあしす」による支援の取組を行っているが、貢献度の選択においては、「他の事業に比べて貢献度が高いかどうか」も参考とすることとされており、生徒指導事業が総合的ないじめ対策の取組であることと比較して貢献度を「b」と判断した。

**【委員B】**

コロナ禍において生活様式が大きく変化した現状下で、対人関係のトラブル等が増えていることが想定されるが、本市の状況について教えていただきたい。また該当の事象が一時的なものなのか恒久的な対策内容に盛り込まなければならないのか、施策の方向性について伺いたい。

**【説明者】**

コロナ禍の影響について、いじめに関しては、全国一律の臨時休業や感染症対策の取組により、人同士の接触機会が減少したことで、令和2年度から令和3年度の期間は認知件数が減少していたが、令和4年度の認知件数は、コロナ禍前の令和元年度と同じ水準に戻りつつある状況にあり、コロナ禍の前後を比較した中では大きな影響は見られていないと考えている。

一方、不登校に関しては、不登校児童生徒数は令和元年度から令和4年度にかけて年々増加している。学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことに意欲が湧きにくい状況にあったことなどが背景として考えられており、一度不登校になり長期化すると、学校復帰へ結びつけることは難しく、今後も全国的に不登校児童生徒数の増加は続いていくものと考えている。

不登校の解消に向けた取組としては、学校における家庭訪問や電話・手紙などによる関係づく

りや学校行事への参加の呼びかけなど、学校からの働きかけを積極的に進めるとともに、教育委員会においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を中心とした教育相談体制の充実を確立している。

また、通常の教室に入りづらい児童生徒が学校の空き教室に登校する「別室登校」や、教育委員会が設置している適応指導教室「おあしす」への通級など、多様な学びの場の環境整備と充実を図り、学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援を行っており、引き続き、学校・家庭・関係機関が連携を図り、児童生徒一人一人の状況に応じた支援に努めていく。

**【委員E】**

いじめと不登校の現状について、小学生はいじめの認知件数が多く、不登校の児童生徒数が少ない状況にある。一方、中学生はその逆で、いじめの認知件数が少なく、不登校の児童生徒数が多かったのだが、そのバランスがよく分からなかった。何か理由はあるのか。

**【説明者】**

いじめの認知件数については、千歳市に限らず、全国、全道においても同じ傾向にあり、とりわけ小学生については、人間関係やコミュニケーションの取り方も発達段階にあり、いじめの大小に限らず、嫌な思いをすれば、いじめとカウントしているため、いじめの認知件数が多い傾向にある。中学生は、嫌な思いをしているという回答自体が少ないため、いじめの認知件数は少ない状況にある。

不登校については、いじめを起因として不登校となる生徒は、ほとんどいない状況であるが、人間関係や集団への適応、学習面での悩みなどの理由によるものと捉えており、このことについては、全国、全道と同じような傾向にある。

**【委員C】**

指標の学校復帰率は小学校と中学校を含めた数値か。定義は30日の不登校でよかったか。目標値の算定方法について具体的に教えていただきたい。

**【説明者】**

学校復帰率は小中学校合計した数字である。定義については、そのとおりである。学校復帰率は、不登校生徒数を分母とし、完全復帰や部分復帰できた生徒を分子として算出している。全く学校に行けていない生徒については分子に含めていない。

**【委員D】**

相談件数が多くなっていくことが評価されるような指標となっているのはなぜか。

**【説明者】**

いじめや不登校については、小さな芽のうち一人に悩まないで相談いただき、対応していくことを目指しているため、件数が増えることを評価するという考えである。どうにもならなくなる前に、積極的に相談していただきたいと考えている。

**【委員D】**

復帰と不登校を繰り返してしまう生徒はいるのか。部分登校とはどのようなものを指すのか。

**【説明者】**

復帰率の実績である74.0%は、完全・一時復帰または部分的に登校できたものの合算である。部分登校とは、教室には入らないが、保健室など別室に登校しているケースの生徒を指す。

**【委員C】**

指標となっている「相談業務月平均開設時間数」、「相談業務年間相談件数」、「いじめアンケート調査における児童生徒の「いじめ解消率」については、行政対応している要素が見えるが、「学校復帰率」については、最終的な結果であり、どういう施策を実施したから数字につながったとは言い切れないので、指標として設定することは難しい。

**【説明者】**

各事業・支援の積み重ねの結果でもあると捉えている。

**【委員C】**

教育委員会として、学校現場の状況改善や問題点に対する対応はどのようにしているのか。

**【説明者】**

不登校には学校生活に起因するものもあるが、先生の指導方法や集団の中に入れないとといった側面の理由もあり、こうした場合には学校に相談をためらう場合もある。担任との関係性が悪化した場合は、学年主任や教頭等に対応いただくことをお願いしている。また、学校としてどこまで支援してくれるのかを気にされる親もおり、毎日先生から連絡がほしい、連絡をしないでほしい、などニーズは様々であるため、家庭とうまく連携を取りながら、その児童一人のために学校全体で動くという心構えで対応している。

**【委員C】**

市内の学校教育現場に瑕疵があるようなケースはあるのか。また市内の小中学校の対応について、校長が対応など事例共有を行う場はあるのか。

**【説明者】**

教育委員会と学校との連携を密にすることを重要視しているが、例えば、いじめがあって、学校側の対応に納得がいかないということで、教育委員会にご連絡をいただくことがある。そうした場合には、学校側と連携を図り、指導が必要な場合は速やかに是正を求めるような対応をしている。

事例共有については、いじめに関しては、校内にいじめ対応組織があるので、そこで情報共有を行い、組織として対応していただくこととしている。不登校についても、我々が学校訪問をしながら、教育委員会との情報共有もできている。中学校であれば部活動や教科の先生などにも共有することもある。

学校間の共有については、学校をまたがるような事案であれば共有しながら対応している。また、小学校から中学校へ進学する際には、特に注意して引き継いでいる。

**【説明者】**

具体的な問題行動や不登校などの各問題については、千歳市教護協会においても共有している。

**【委員B】**

報・連・相が出来上がっている組織の場合は、問題が生じた場合も迅速に対応できると思う。学校内でのいじめやハラスメントといった問題が組織内で隠蔽されてしまうことを未然に防ぐための第三者機関はあるのか。

**【委員C】**

学校現場における公益通報について、受け皿はどこにあるのか。

**【説明者】**

学校内の第三者機関は設けていないが、北海道教育委員会では、子どもや教員が利用できる相談ダイヤルやSNSを設けており、その結果は千歳市にも情報共有される。

**【説明者】**

公益通報については、教育委員会が窓口となっており、とりわけハラスメントについては、学校指導課教職員係で相談等を受けている。

**【アドバイザー】**

心の教室相談員には民生委員や主任児童委員がなっている事例はあるのか。

**【説明者】**

民生委員はいない。

**【アドバイザー】**

スクールソーシャルワーカーの配置について、現在配置されているスクールソーシャルワーカーは、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が行う教育課程認定を受けられた方々なのか。

**【説明者】**

現在配置しているスクールソーシャルワーカーは、校長経験のある元教員の方になっていただ

いている。研修は北海道教育委員会が主催するスクールソーシャルワーカー研修等を受けている。

**【アドバイザー】**

不登校の生徒が仮に復帰できなかった場合、世帯としても課題を抱えてしまうと思うが、中学校卒業後の福祉分野へのサポートにつなげていくような包括的・重層的な支援体制は組み立てられているのか。

**【説明者】**

本市では、不登校であってもほとんどの生徒は進学や就職をしている状況にある。しかし、一握りではあるが、就職も進学もしない子がいることは実態である。現在のところ、ご質問いただいたような包括的な支援体制はできていないが、こうした事情の親から相談を受けた場合は、厚生労働省委託の支援機関である札幌のサポートステーションの訓練等を紹介している。

**【アドバイザー】**

教育行政の中で対象としている間はこうした問題を抱える生徒が見えているが、中学校卒業後はこうした対象の方が見えなくなり、福祉部局の中では引きこもりの対象世帯となってくる。重層的支援をどのように構築していくのかという点については、地域共生社会の実現に向けて、どの市町村でも取り組んでいく必要があり、今後、福祉分野の施策との連携も必要になるものと考ええる。

② 評価

**【委員D】**

復帰率というのは学校の門に入って復帰と捉えるのか。社会に出たときにしっかり適応できないといけない。

**【アドバイザー】**

以前、この施策を評価した際には、「おあしす」に通っていた生徒が100%進学・就職しているため、評価したところであった。

本日の皆様の意見をまとめると、次のとおりとなる。

- ・学校への復帰は教育を受ける過程の一步に過ぎないので、その後の経過の把握や継続的な支援の構築が必要である。
  - ・組織内対応を図るだけでなく、隠蔽を生まないようにするためにも第三者機関を設けるなど、通報や相談をしやすい環境を整備してはどうか。
  - ・こうした第三者機関があれば、学校教育現場を守ることにもつながる。
- 評価結果については「維持」としてよいか。

—異議なし—